

(★11)

## 保育料の多子軽減のための申請書

令和 年 月 日

各務原市長 宛

申請者

住所 各務原市 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

児童名 \_\_\_\_\_ ( 歳 )

入所施設名 保育所 (園) \_\_\_\_\_

同一世帯から、下記の児童が幼稚園等に在園していますので申請します。

児童名	生年月日	年齢	在園施設名	備考
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

\* 在園証明欄

上記の児童が、 年 月 日 (入所日) から 年 月 日 現在在園していることを  
証明します。

所在地

施設名称

施設長名

幼児教育・保育の無償化の手続きで「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」(◆3または◆4)を各務原市に提出し、施設等利用給付に係る認定を受けている場合は、園の在園証明を省略できます。

## 保育料の多子軽減について

同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所（園）・認定こども園（保育所部分）（以下「保育所等」という。）に入所している場合、入所児童について、第1子は保育料徴収基準額表に定める保育料の額、第2子は半額、第3子からは無料です。また入所児童の兄・姉が就学前児童で幼稚園や認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、福祉の里などの児童発達支援（以下「幼稚園等」）という。及び医療型児童発達支援に通う場合も入所児童に対して同様な軽減があります。

幼稚園等に入所（園）中の児童がいる場合は、「保育料の多子軽減のための申請書」に在園証明を取得し、保育所等または市役所子育て応援課まで提出してください。（保育所等のみに入所中の世帯では、申請の必要はありません。）幼児教育・保育の無償化の手続きで「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」（◆3または◆4）を各務原市に提出し、施設等利用給付に係る認定を受けている場合は、園の在園証明を省略できます。

また、申請書は、毎年度提出していただく必要があります。申請がない場合は保育料の軽減が受けられない場合があります。なお、年度の途中で幼稚園等を退所された場合は、必ず子育て応援課まで連絡してください。